

確認しましょう！



東京都最低賃金

1,041 ^{時間額}円

令和3年10月1日から

28円
UP

～東京で働く全ての労働者に東京都最低賃金が適用されます～



雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



中小事業者・小規模事業者の皆さんへ

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、生産性向上のための設備投資等を行った場合は、「業務改善助成金」をはじめとする各種支援策の活用をご検討ください。

「業務改善助成金」についてのお問い合わせは、

「業務改善助成金コールセンター」【☎03-6388-6155】

「東京働き方改革推進支援センター」【☎0120-232-865】にお尋ねください。

○最低賃金に関するお問い合わせは

東京労働局賃金課最低賃金係（☎03-3512-1614）

または 最寄りの労働基準監督署へ

